北海道教育委員会からのお知らせです　　在学生向け（概要版）

返還する必要のない「奨学のための給付金」（概　要　版）

～令和3年(2021 年)度北海道公立高校生等奨学給付金のご案内～

北海道教育委員会では、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、教科書費、教材費、通信費など、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯に対し、返還の必要のない「奨学給付金」を支給します。

◎　**返還する必要のない「給付金」です。**
◎　**奨学金や就学支援金（授業料の補助）と一緒に利用することができます。**
◎　**「奨学のための給付金」の受給を希望される場合は、別途申請手続きが必要となります。**

給付を受けられる方（次の条件に該当する方になります。）

◎　令和3年(2021 年)7月1日現在、高校第1学年から第4学年（定時制・通信制を含む。中等教育学校後期課程は4回生から6回生）及び専攻科の生徒を扶養する北海道内在住の保護者等。
◎　**保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税**である世帯又は**生活保護受給世帯**のうち**「生業扶助」**が措置されている世帯。

給付金額（生徒一人あたりの年額）

区　分	課　程		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300 円	32,300 円	48,500 円
市町村民税等所得割額が非課税で第1子の高校生等がいる世帯	110,100 円	48,500 円	
市町村民税等所得割額が非課税で 15 歳以上（中学生を除く。）23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の高校生等がいる世帯	141,700 円		

申請方法（対象となる生徒ごとに申請してください。）

◎　北海道公立高校生等奨学給付金申請書を**各学校へ**提出してください。
◎　昨年度給付された方についても再度申請が必要です。
◎　手続きの詳細については、『「奨学のための給付金」申し込みを希望する方へ』をご覧ください。

支給方法

◎　審査の結果、支給が決定された場合、指定口座に振り込まれます。
◎　支給は令和3年(2021 年)12 月末までを予定しています。

※　お願い

就学支援金の手続きをする際に、お手元にある納税通知書や課税証明書等で、あらかじめ奨学給付金の受給資格の有無を御確認ください！

→**「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」**が**「非課税」**の場合、給付金の対象世帯となります。

【制度についてのお問い合わせ】
現在通われている**高等学校等の事務室**にお問い合わせください。